

令和 2 年 9 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 5 8 号	令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 5 9 号	令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 0 号	令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）
議案第 6 1 号	令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 2 号	令和 2 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 3 号	令和 2 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 4 号	射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について
議案第 6 5 号	射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について
議案第 6 6 号	射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について
議案第 6 7 号	射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について
議案第 6 8 号	動産の取得について
議案第 6 9 号	動産の取得について
議案第 7 0 号	令和元年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て
議案第 7 1 号	令和元年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて
報告第 1 1 号	令和元年度射水市健全化判断比率の報告について
報告第 1 2 号	令和元年度射水市資金不足比率の報告について
報告第 1 3 号	令和元年度射水市継続費精算報告について（一般会計）
認定第 1 号	令和元年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について
認定第 3 号	令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 について

- 認定第 4 号 令和元年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和元年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和元年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和元年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 6 4 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年射水市条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設

の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「第 2 号」を加える。

第 3 0 条第 3 項及び第 3 2 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 3 8 条第 4 号中「深夜の勤務に従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 4 5 条第 3 項及び第 4 8 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則に次の 4 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に関する特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 3 0 条第 2 項各号又は第 4 5 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 3 0 条第 2 項又は第 4 5 条第 2 項に規定する保育士数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第 3 0 条第 2 項又は第 4 5 条第 2 項に規定する保育士数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4

条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第 8 条 附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 30 条第 3 項若しくは第 45 条第 3 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、

特定地域型保育事業者による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施

設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

第 4 3 条第 5 項中「前項」の次に「第 2 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 6 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年射水市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 に次のように加える。

2 4 市長	射水市妊産婦医療費助成に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 1 4 1 号)による妊産婦の医療費助成に関する事務
--------	---

別表 2 に次のように加える。

2 4 市長	射水市妊産婦医療費助成に関する条例に よる妊産婦の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 7 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年射水市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1
9 第 1 項の指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和 2 年
4 月 1 日から適用する。

議案第 6 8 号

動産の取得について

射水市立小中学校児童生徒用タブレット端末の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | 射水市立小中学校児童生徒用タブレット端末 |
| 2 | 数 量 | 5 , 7 7 5 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 2 5 7 , 2 7 6 , 2 5 0 円
(うち消費税等 2 3 , 3 8 8 , 7 5 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市東田地方町一丁目 1 番 3 0 号
西日本電信電話株式会社富山支店
支店長 宮崎 俊之 |

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 6 9 号

動産の取得について

高規格救急自動車の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 3 3 , 5 5 0 , 0 0 0 円 |

（うち消費税等 3 , 0 5 0 , 0 0 0 円）

- | | | |
|---|--------|----------------|
| 5 | 契約の相手方 | 高岡市上四屋 4 番 1 号 |
|---|--------|----------------|

富山日産自動車株式会社高岡支店

支店長 久保 薫

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 7 0 号

令和元年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和元年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 4 9 4 , 6 4 8 , 3 8 6 円のうち 2 2 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れるとともに、2 7 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 7 1 号

令和元年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和元年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 7 0 4 , 3 6 0 , 9 8 4 円のうち 3 1 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れるとともに、3 8 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 1 号

令和元年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 0 8)	— (1 7 . 0 8)	9 . 2 (2 5 . 0)	8 9 . 7 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 - 」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 1 2 号

令和元年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	6 . 6

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、2 0 . 0 ％

(別 紙)

射 監 第 6 4 号
令和 2 年 8 月 2 6 日

射水市長 夏 野 元 志 様

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 堀 義 治

令和元年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和元年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月16日から令和2年8月14日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.08
連結実質赤字比率	—	17.08
実質公債費比率	9.2	25.0
将来負担比率	89.7	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和元年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は9.2％で前年度(9.8％)に比べ0.6ポイント、将来負担比率は89.7％で前年度(90.2％)に比べ0.5ポイントそれぞれ低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和元年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年6月12日から令和2年8月14日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	6.6	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

令和元年度は、病院事業会計において若干の資金不足額が発生したが、公営企業3会計とも経営健全化基準と比較すると概ね良好な状態にあると認められる。

今後とも、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

報告第 13 号

令和元年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により調整した令和元年度射水市継続費（一般会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市継続費精算報告書（一般会計）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源	特 定 財 源			特 定 財 源	特 定 財 源			特 定 財 源			
						国 庫 支出金	地方債			その他	国 庫 支出金			地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	小杉社会福祉 会館改修・改 築事業費	平成 30年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	一般財源
				701,550,000	100,267,000	486,400,000	50,000,000	64,883,000	435,274,374	67,944,562	301,600,000	50,000,000	15,729,812	32,322,438	184,800,000	49,153,188
				467,700,000	155,100,000	245,400,000		67,200,000	730,051,316	187,422,445	427,100,000		115,528,871	△ 32,322,445	△ 181,700,000	△ 48,328,871
			計	1,169,250,000	255,367,000	731,800,000	50,000,000	132,083,000	1,165,325,690	255,367,007	728,700,000	50,000,000	131,258,683	△ 7	3,100,000	824,317

認定第 1 号

令和元年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認

定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和元年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和元年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和元年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和元年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

